

ニッポン一億総活躍プランの  
フォローアップ  
(概要)

2017年5月  
内閣官房  
一億総活躍推進室

# 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である「働き方改革」

## ① 同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善

- 同一労働同一賃金の実現に向けて、我が国の雇用慣行には十分に留意しつつ、躊躇なく法改正の準備を進める。
- 労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の的確な運用を図るため、どのような待遇差が合理的であるかまたは不合理であるかを事例等で示すガイドラインを策定する。
- 最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。

進捗状況

- 第5回働き方改革実現会議(2016年12月)において、どのような待遇差が不合理であるかを事例等で示す「同一労働同一賃金ガイドライン案」を公表した。
- 「働き方改革実行計画」において、同一労働同一賃金のガイドライン案の実効性を担保するため、裁判(司法判断)で救済を受けることができるよう、その根拠を整備する法改正として、労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の改正を図ることとし、以下の4点を改正事項として示した。
  - 労働者が司法判断を求める際の根拠となる規定の整備
  - 労働者に対する待遇に関する説明の義務化
  - 行政による裁判外紛争解決手続きの整備
  - 派遣労働者に関する法整備
- 最低賃金について、2016年は全国加重平均で25円(年率3.1%)引き上げた(798円→823円)。

今後

- ガイドライン案については、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定し、改正法の施行日に施行する。
- 法改正については、「働き方改革実行計画」を受けて詳細な内容の検討を進め、改正案の早期の国会提出を目指す。

### 【指標】

- フルタイムに対するパートタイムの賃金割合: 2014年56.6% → **2016年58.0%**
- 不本意非正規雇用労働者の割合: 2014年18.1% → **2016年15.6%** → 2020年10%以下

# 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である「働き方改革」

## ② 長時間労働の是正

- 法規制の執行を強化する。
- 長時間労働の背景として、親事業者の下請代金法・独占禁止法違反が疑われる場合に、中小企業庁や公正取引委員会に通報する制度を構築し、下請などの取引条件にも踏み込んで長時間労働を是正する仕組みを構築する。
- 労働基準法については、労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36(サブロク)協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する。

進捗状況

- 法規制の執行強化として、1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が疑われるすべての事業場に対して監督指導を実施し、過重労働撲滅対策班(かとか)等による厳正な対応、違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対する全社的な是正指導の実施、是正指導段階での企業名公表制度の強化などを図った。
- 2016年6月3日より、従来の賃金不払等の違反のみならず、違法な長時間労働が認められ、当該違反の背景に下請法又は独占禁止法(物流特殊指定)違反行為が疑われる事案についても通報対象とするよう拡充した。
- 「働き方改革実行計画」において、罰則付き時間外労働の上限規制を導入することとし、労働基準法等の改正の方向性を以下のとおり示した。
  - 時間外労働の上限規制については、週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には特例の場合を除いて罰則を課す。特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても上回ることでできない上限を設定。
  - 勤務間インターバルについては、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法を改正し、事業者に対して、前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することについて努力義務を課す。

今後

- 労働基準法改正法案等を早期に国会に提出するとともに、「働き方改革実行計画」に記載された業種毎の取組等を進める。
- 今後も、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導を徹底するなど、引き続き、長時間労働是正に向けた法規制の執行強化を図る。

### 【指標】

- 週労働時間49時間以上の労働者の割合:2014年21.3%→2015年20.8%

# 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である「働き方改革」

## ③ 高齢者の就労促進

- 将来的に継続雇用年齢等の引上げを進めていくためには、そのための環境を整えていく必要がある。
- 企業の自発的な動きが広がるよう、65歳以降の継続雇用延長等を行う企業等に対する支援を実施し、企業への働きかけを行う。
- また、継続雇用延長等を実現するための優良事例の横展開、高齢者雇用を支える改正雇用保険法の施行、高齢者の就労マッチング支援の強化などを進める。

### 進捗状況

- 2016年度第2次補正予算において、「65歳超雇用推進助成金」を創設し、2017年度予算においても継続。65歳以降の継続雇用延長等を実施した企業にする支援を実施。
- 継続雇用延長等の実施企業にヒアリングを実施の上、これらの企業における賃金制度・評価制度等の雇用管理の在り方、雇用管理制度を見直すための手順をまとめた「65歳超雇用推進マニュアル」を2017年3月に策定。
- 改正雇用保険法に基づき、2017年1月より、65歳以上の新規雇用高齢者を雇用保険の適用対象とした。
- 改正高齢者雇用安定法に基づくシルバー人材センターの業務を拡大する特例措置を、25地域において活用中。

### 今後

- 将来的に継続雇用年齢等の引上げを進めていくための環境を整えていく。
- 「65歳超雇用推進助成金」の積極的な活用を促進するため、あらゆる機会を活用して周知・広報の強化。
- 「65歳超雇用推進マニュアル」について、継続雇用延長等の好事例追加等により更なる内容の充実を図るとともに、企業訪問によるマニュアルの普及や、マニュアルを活用した相談・援助により、企業等への働きかけを行う。

### 【指標】

- 65歳以上の就業率:2015年21.7%→2016年22.3%⇒希望する高齢者が就業可能とする

# 夢をつむぐ子育て支援（希望出生率1.8）

## ① 子育ての環境整備

- 子育てをしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、保育の受け皿整備を一層加速する。
- 求められる保育サービスを提供するための人材の確保に向けて、安定財源を確保しつつ、保育士の処遇改善、多様な人材の確保・育成などの総合的対策を進める。
- 放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備、放課後子供教室との連携・一体実施を進め、経験等に応じた職員の処遇改善等を進める。

### （保育の受け皿整備）

- 各自治体における2013年度から2017年度末までの5年間の保育サービスの受け皿拡大量は、48.3万人分の見込み。企業主導型保育事業においては、2016年度に定員ベースで約2万人分の助成を決定。さらに、2017年4月以降の各自治体における状況を踏まえ、新たなプランを本年6月までに決定する。

### （保育人材の確保）

- 2017年度予算において、全ての保育士に2%の処遇改善を実施。これにより、政権交代後、合計で10%の改善が実現。加えて、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みとして、勤務経験が概ね7年以上の中堅職員に月4万円、概ね3年以上の職員に月5千円の加算を実施する予算を計上。
- 保育補助者の雇上げ支援の拡充や保育士の宿舍借上げの支援事業の拡充、離職者の再就職支援を行う「保育士・保育園支援センター」の体制強化、賃金制度の整備等を行った保育事業主への助成の創設などの総合的対策を実施。

### （放課後児童クラブ・放課後子供教室）

- 2017年度予算において、放課後児童クラブの24万人分までの追加整備を目指すとともに、放課後子供教室を17,750か所（うち一体型を8,875か所）に拡充。放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善（1人あたり年額12.4～37.2万円）を支援。

今後

- 2017年度末までに、企業主導型保育事業により確保する5万人分の受け皿拡大を含め、全体で約53万人分の保育の受け皿整備が実現する見込み。さらに、本年6月までに決定する新たなプランに基づく取組を推進。

## 【指標】

- 保育の受け皿拡大量：2016年4月31.4万人⇒2017年度50万人
- 保育の待機児童数：2016年4月23,553人⇒2017年度末の解消
- 保育人材の数：2013年度37.8万人⇒2017年度末48.3万人
- 保育士としての技能・経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金格差：解消

進捗状況

# 夢をつむぐ子育て支援（希望出生率1.8）

## ② すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

- 安定財源を確保しつつ、幼児教育の段階的無償化を進める。
- 児童虐待について、予防から児童の自立支援に至るまでの総合的対策を進める。
- 特別な配慮を必要とする児童生徒のための学校指導体制の確保や教育相談機能の強化。原則無料の学習支援を行う地域未来塾を拡充。
- 家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるよう、安定財源を確保しつつ、奨学金制度の拡充を図る。

（幼児教育の無償化）

- 幼児教育について、2017年度予算において、市町村民税非課税世帯の第2子を新たに無償化。

（児童虐待防止）

- 発生予防から自立支援まで一連の対策の強化を図る児童福祉法等改正法案が成立、2017年4月1日に全面施行。児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討・議論を踏まえ、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正法案を2017年通常国会に提出。

（課題を抱えた子供たちへの学びの機会の提供）

- 障害に応じた特別の指導や外国人児童生徒等教育の充実等のため、義務標準法を改正し、2017年度予算において473人の定数を改善。2017年度、スクールカウンセラーは公立小中学校2万6千校、スクールソーシャルワーカーは5千中学校区へ配置。
- 原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、2017年度予算において、3,700か所に拡充。

（奨学金制度の拡充）

- 無利子奨学金について、2017年度予算において、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃。有利子奨学金について、2016年10月の財政融資資金貸付金利の下限見直しにより、現在の低金利の恩恵を貸与利率に反映。奨学金の返還について、返還期限猶予制度を含む奨学金制度の周知のため、2017年度からスカラシップ・アドバイザーの派遣・養成等の取組を行うとともに、返還月額が卒業後の所得に連動する所得連動返還型奨学金制度を2017年度進学者から実施。
- 給付型奨学金を創設し、2017年度から特に経済的に厳しい学生を対象に一部先行実施。

進捗状況

今後

- 安定財源を確保しつつ、幼児教育の段階的無償化を進める。
- 給付型奨学金については、2018年度から本格実施。

【指標】

- 理想の子供数を持ってない理由で「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合：2010年60.4%→2015年56.3%⇒低下

## 夢をつむぐ子育て支援（希望出生率1.8）

### ③ 女性活躍、結婚支援、若者・子育て世帯支援、三世帯同居・近居しやすい環境づくり、困難を有する子供・若者等活躍支援

進捗状況

（女性活躍）

- 2016年4月から全面施行された女性活躍推進法について、概ねすべての大企業の行動計画の策定・届出がなされた。民間の女性管理職比率、上場企業の女性役員比率はそれぞれ10.3%、3.4%に上昇し、女性就業者数はこの4年間で約150万人増加した。
- 総合評価落札方式等による国の調達において、ワーク・ライフ・バランスを加点項目に設定する取組を全26機関で開始。
- 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正による、いわゆるマタハラ防止措置の義務化（2017年1月施行）を踏まえて、特別相談窓口の設置、説明会の実施等、セクハラを含むハラスメント対策の総合的な取組を推進。
- マイナンバーカード等への旧姓の併記について、2016年度補正予算・2017年度予算に基づきシステム改修に着手。

（結婚支援、若者・子育て世帯への支援）

- 2016年度補正予算により、新婚世帯支援（新居の家賃、引越費用等の補助）に取り組む自治体を支援。
- 母子保健法の改正により、子育て世代包括支援センターの設置を市町村に努力義務化。
- 未就学児までを対象とする医療費助成については、2018年度より、国民健康保険の減額調整を行わないこととした。

（三世帯同居・近居しやすい環境づくり）

- UR賃貸住宅に新たに入居する子育て世帯等と、子育てを支援する親族世帯とが近居する場合の家賃減額措置を実施。
- 三世帯同居に対応した住宅の新築・リフォームに対する支援を実施。

（社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の活躍支援）

- 地域若者サポートステーションにおける高校等と連携した中退者等へのアウトリーチ型を含む就労支援について、2016年度より着手、2017年度予算によりすべてのサポステで展開。
- 発達障害等の特性に応じた修学・就労支援に向けて、教育・福祉・医療・労働分野等関係機関の連携体制構築を支援。

今後

- 2018年度までに女性活躍推進法の情報公表制度の強化策などについての必要な制度改正を検討する。
- 不妊専門相談センターについて、2019年度までに全指定都市・中核市に配置（全都道府県には設置済み）。不妊治療と仕事の両立について、実態調査を今年度実施し、その結果を踏まえて両立支援策を検討。

# 安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）

## ① 介護の環境整備

- ・ 介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤を整備し、地域包括ケアを推進。
- ・ 求められる介護サービスを提供するための人材の確保に向けて、安定財源を確保しつつ、介護人材の処遇改善、多様な人材の活用と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減など総合的対策を図る。
- ・ 介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実を図る。介護休業・休暇を取得しやすい職場環境を整備。

### （介護の受け皿整備）

- ・ 地域医療介護総合確保基金により、地域の実情に応じた介護施設等の整備を推進。
- ・ 介護施設整備の初期投資の負担軽減の観点から、一定の地域等において当初10年間の貸付料を5割減額する国有地活用策を導入（2015年度・2016年度に、貸付料減額対象の定期借地6件、通常の定期借地3件、売却17件が契約締結）。

### （介護人材の確保）

- ・ 介護人材の処遇について、技能や経験に応じて昇給する仕組みを構築し、月額1万円相当の改善を行うため、2017年度に臨時に介護報酬を改定（障害福祉人材も同様）。これにより、自公政権の下、合計で月4万7千円の改善が実現。
- ・ いったん離職した介護人材が再び仕事に就く際の返還免除型の再就職準備金貸付事業について、大都市、被災地等の介護人材確保が特に困難な地域において再就職準備金の貸付額を倍増。
- ・ 介護福祉士資格を有する者の国内就労を認める在留資格の創設を盛り込んだ改正入管法が成立、2017年9月施行。

### （相談機能の強化、介護休業・休暇を取得しやすい職場環境）

- ・ 地域包括支援センターにおける土日休日を含む24時間対応の電話相談等、市町村の取り組み事例を全国会議で周知。
- ・ 改正育児・介護休業法等（介護休業給付の給付率引上げ、分割取得可能）の周知、仕事と介護の両立支援企業への助成創設。

進捗状況

今後

- ・ 引き続き、2020年代初頭までに介護の受け皿を50万人分以上へ拡大するなど、介護の環境整備を継続実施。
- ・ 介護ロボットについて、実証事業の結果を踏まえつつ、介護報酬や人員・設備基準の見直し等を検討。

## 【指標】

- ・ 介護基盤の整備拡大量: 2020年代初頭までに50万人分以上（サービス付高齢者向け住宅約2万人分を含む）
- ・ 要介護3以上の特養自宅待機者: 約12万人（2017年3月集計）⇒2020年代初頭までに解消
- ・ 介護人材の数: 2014年度176.5万人→2015年度183.1万人⇒2020年代初頭までに231万人



## ② 健康寿命の延伸に向けた取組、障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

（健康寿命の延伸に向けた取組）

- 自治体や企業、保険者における先進的取組の横展開を促すため、健康寿命の延伸と医療費の適正化を目的とした民間主導の「日本健康会議」と共同して、保険者における取組目標の達成状況について全数調査を実施し、「日本健康会議データポータルサイト」を開設して地域別などの形で取組の達成状況が見える化。あわせて、個人の予防・健康増進活動を促すための保険者や自治体による健康ポイントの付与等の好事例を紹介。
- 保険者の予防・健康づくりに関するインセンティブについて、保険者種別に関わりなく共通的に取り組むべき指標をとりまとめ、2016年9月の医療保険部会に報告。2016年度に一部前倒し実施、2017年度に試行的実施予定。
- フレイル（虚弱）状態にある高齢者の健康状態等の悪化防止のため、2016年度実施した専門職による栄養・口腔・服薬等についての相談・指導のモデル事業の成果を踏まえたガイドライン（暫定版）を2017年3月に策定。
- 改正地域再生法に基づき、13市町の「生涯活躍のまち」に関する地域再生計画を認定。

（障害者等の活躍支援）

- 2016年度の障害者総合支援法改正において、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援を創設（2018年施行）。
- 農福連携による障害者の就労支援について、2016年度において28府県で実施。

（地域共生社会の実現）

- 地域や個人が抱える様々な生活課題を、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援と相まって解決する包括的な支援体制づくりを進めることを市町村の努力義務とする社会福祉法改正案を2017年通常国会に提出中。

進捗状況

今後

- 引き続きデータヘルスを推進するとともに、保険者インセンティブを2018年度から本格実施。
- 障害者の法定雇用率の見直しを行う。

【指標】

- 健康寿命：2010年（男性）70.42歳（女性）73.62歳→2013年（男性）71.19歳（女性）74.21歳⇒2025年までに2歳以上延伸

## 希望を生み出す強い経済（名目GDP600兆）

「本格的な成長志向の戦略」を描き、官民一体となって、戦後最大の経済、名目GDP600兆円という目標に向かって、積極果敢に挑戦する。

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| (1) 第4次産業革命                                 | (9) 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化           |
| (2) 世界最先端の健康立国へ                             | (10) 観光先進国の実現                    |
| (3) 環境・エネルギー制約の克服と投資拡大                      | (11) 地方創生                        |
| (4) スポーツの成長産業化                              | (12) 国土強靱化、ストック効果の高い社会資本整備       |
| (5) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた見える化プロジェクト | (13) 消費・投資喚起策                    |
| (6) 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化                      | (14) 生産性革命を実現する規制・制度改革           |
| (7) サービス産業の生産性向上                            | (15) イノベーション創出・チャレンジ精神にあふれる人材の創出 |
| (8) 中堅・中小企業・小規模事業者の革新                       | (16) 海外の成長市場の取り込み                |

### 進捗状況

- 日本再興戦略2016では、官民で戦略と認識を共有し、新たな有望市場を創出する「官民戦略プロジェクト10」等とともに、様々な横断的な取組を盛り込んでおり、これらを総合的かつ着実に実行することで、名目GDP600兆円の実現を目指している。
- 成長戦略を更に加速させていくための新たな司令塔として「未来投資会議」を創設し、構造改革の総ざらいを行い、2017年2月には、実行計画2016に定められた産業競争力の強化に関する施策の内容や進捗及び実施の状況等をまとめた「平成28年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」と、成長戦略関連施策のうち重点的に講ずべき施策を定めた「産業競争力の強化に関する実行計画(2017年版)」をとりまとめた。
- 未来投資会議において、建設現場での生産性改革、新たな医療・介護システムの構築、インフラ・データの民間開放、経営者が果敢に経営判断できる環境づくりを通じた「稼ぐ力」の強化、運転手が乗車しない自動走行の実証の実行計画、スタジアム・アリーナ改革等によるスポーツを核とした地域の活性化など新しい方向性を打ち出している。
- 上記の他に、地方創生、国土強靱化、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に関する取組を着実に推進。

今後

- 引き続き未来投資会議等において議論を深め、年次には新しい成長戦略等を取りまとめる。